



厚生労働省 奈良労働局 発表  
平成29年7月26日15時00分解禁

報道関係者 各位

担当

奈良労働局 労働基準部 健康安全課  
課長 的場 基泰  
補佐 藤本 貞之  
電話 0742-32-0205 (健康安全課直通)

## ストレスチェック制度の実施状況について

厚生労働省奈良労働局（局長 伊達 浩二）は、労働安全衛生法第66条の10に基づく「心理的な負担の程度を把握するための検査」（以下、ストレスチェックという。）について、法施行後初めて、奈良県内の実施状況を取りまとめましたので発表します。

### 1 ストレスチェック制度の実施状況

（奈良労働局の数値は平成29年7月21日現在のものであり、全国の数値は平成29年6月30日現在のものであり厚生労働省が発表したものです。）

- (1) ストレスチェックの実施義務対象事業場のうち、84.6%の事業場がストレスチェックを実施（全国の実施率は82.9%）。  
※ ストレスチェックの実施義務の対象は、労働者数50人以上の事業場です。
- (2) ストレスチェックの実施事業場の労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者の割合は72.0%（全国の受検率は78.0%）。  
※ 労働者50人以上を雇用する事業場にはストレスチェックの実施が義務付けられていますが、当該事業場で働く労働者については、受検が義務付けられていません（つまり、本人が希望しなければストレスチェックを受けないことも可能です）。
- (3) ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合は0.6%（全国の面接指導の受けた割合は0.6%）。  
※ ストレスチェックの結果、高ストレス者であって面接指導の実施が必要と定めた要件に該当する労働者から申出があれば、事業者は医師による面接指導を実施しなければなりません。
- (4) ストレスチェックを実施した事業場のうち、78.0%の事業場が集団分析を実施（全国の集団分析の実施率は78.3%）。  
※ 集団分析は努力義務です。

## 2 ストレスチェック制度の概要 【別添1 参照】

(1) ストレスチェックの目的は、労働者自身のストレスへの気づきを促し、集団分析を実施することによりストレスの原因となる職場環境の改善につなげることです。

そもそもメンタルヘルス対策では、一次予防（メンタルヘルス不調の未然防止）、二次予防（メンタルヘルス不調の早期発見・早期治療）、三次予防（メンタルヘルス不調者の職場復帰支援）を総合的に進める必要がありますが、このうちストレスチェックは、一次予防を目的にしています。

(2) 労働安全衛生法が改正され、平成27年12月1日から労働者数が50名以上の事業場を対象に、ストレスチェックが義務付けられました（50名未満の事業場は、当分の間、努力義務です）。

(3) 事業者は労働者に対し、1年以内ごとに1回、次の内容についてストレスチェックを実施する必要があります。

- ① ストレスの原因に関すること。
- ② ストレスによる心身の自覚症状に関すること。
- ③ 労働者に対する周囲のサポートに関すること。

具体的にストレスチェックに用いる調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）の使用を勧めています。

なお、ストレスチェックは、医師、保健師などが実施することになりますので、自社で実施することができない場合は、外部機関に委託することもできます。

(4) 事業者は労働者に対しストレスチェックを実施するよう義務付けられており、労働者もこれを受検することが大切ですが、労働者が受検を拒むことも可能です。

なお、事業者による集団分析は、努力義務です。

(5) ストレスチェックの結果は、労働者本人にのみ通知され、事業者には開示されません（もし事業者がストレスチェックの結果を知りたい場合は、労働者の同意が必要です）。

(6) ストレスチェックの結果、高ストレス者であって面接指導の実施が必要と定めた要件（※）に該当する労働者から申出があれば、事業者は医師による面接指導を実施しなければなりません。この場合、ストレスチェックの結果は事業者に開示されます。※ この要件は、衛生委員会の調査審議を経た上で、事業場ごとに決めます。

(7) 医師による面接指導の結果に基づき、事業者は医師の意見を聴き、必要に応じて就業上の措置（※）を講じることが必要になります。

※ 労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等を講じる

必要があります。

- (8) ストレスチェック制度では、労働者に対する不利益な取扱いは禁止されています。
- (9) 事業者は、ストレスチェックを実施した後に「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」(様式第6号の2)を管轄の労働基準監督署へ提出しなければなりません。

### ～ ストレスチェック制度の実施の流れ（概要）～

#### 1 実施前

事業者による方針の表明



衛生委員会（安全衛生委員会）を開催し、実施方法、「面接指導の実施が必要と定めた要件」など社内ルールを作成

#### 2 実施

実施者（医師、保健師など）によりストレスチェックを実施（年1回）



実施者から、受検した労働者本人にストレスチェックの結果を直接通知



労働者にてセルフケア

#### 3 面接指導

高ストレス者であって「面接指導の実施が必要と定めた要件」に該当する労働者から、事業者に対し、医師との面接指導の申出（労働者が申し出るか否かは本人の自由）



事業者は医師に対し面接指導の実施を依頼



医師が面接指導を希望する労働者と面接指導を実施

↓（必要に応じて）

事業者は医師から意見を聴取

労働者に相談機関、専門医を紹介



事業者は必要に応じて就業上の措置を実施

#### 4 集団分析（努力義務）

事業者は実施者に対し、ストレスチェックの結果を職場ごとに集団的分析を依頼



実施者は事業者に対し、集団的分析結果を提供



事業者は職場環境の改善のために活用

### **3 厚生労働省の支援 【別添2、別添3参照】**

厚生労働省では、ストレスチェックを含むメンタルヘルス対策に取り組む事業者などを支援するため、各種情報の提供や専門家による電話相談、個別訪問などを準備しています。

奈良労働局では、これら制度を各種説明会、立入調査など様々な機会を利用して、周知に努めています。

#### **(1) インターネットによる情報提供**

**働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」**

<http://anzenninfo.mhlw.go.jp/>

メンタルヘルス全般（自殺予防、パワハラ・セクハラ対策など）の情報を提供します。

#### **(2) 電話相談**

**「ストレスチェック制度サポートダイヤル」**

**電話 0570-031050**

ストレスチェック制度の実施方法等ストレスチェック全般に関し、専門家が電話相談に応じます。

#### **(3) 個別訪問**

**「奈良産業保健総合支援センター」**

**電話 0742-25-3100**

ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関し、専門家が訪問する等により支援します。

#### **(4) 助成金**

**「独立行政法人労働者健康安全機構」**

**電話 0570-783046      <https://www.johas.go.jp/>**

各種助成金を準備し、ストレスチェックを含むメンタルヘルス対策に取り組む事業者を支援します。

- ① ストレスチェック助成金（50名未満の事業場を対象）**
- ② 職場環境改善計画助成金（労働者数を問わない）**
- ③ 心の健康づくり計画助成金**

## 4 参考データ

近年、全国的に仕事や職業生活に関して、強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者は増える状況にあると言われています。

このことは、奈良労働局においても、管内の総合労働相談コーナーに寄せられるいじめ・嫌がらせ相談件数の増加や、強いストレスを原因として精神障害を発症したとする労災保険の精神障害事案の増加傾向からも明らかです。

これらのことからも、ストレスチェックを含むメンタルヘルス対策は重要です。

### (1) 総合労働相談件数

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総合労働相談件数	8,510	9,067	9,389	9,000	9,047	9,038	8,845	8,912	9,249	9,683
うち いじめ・嫌がらせ	—	—	—	—	406	424	437	418	491	618

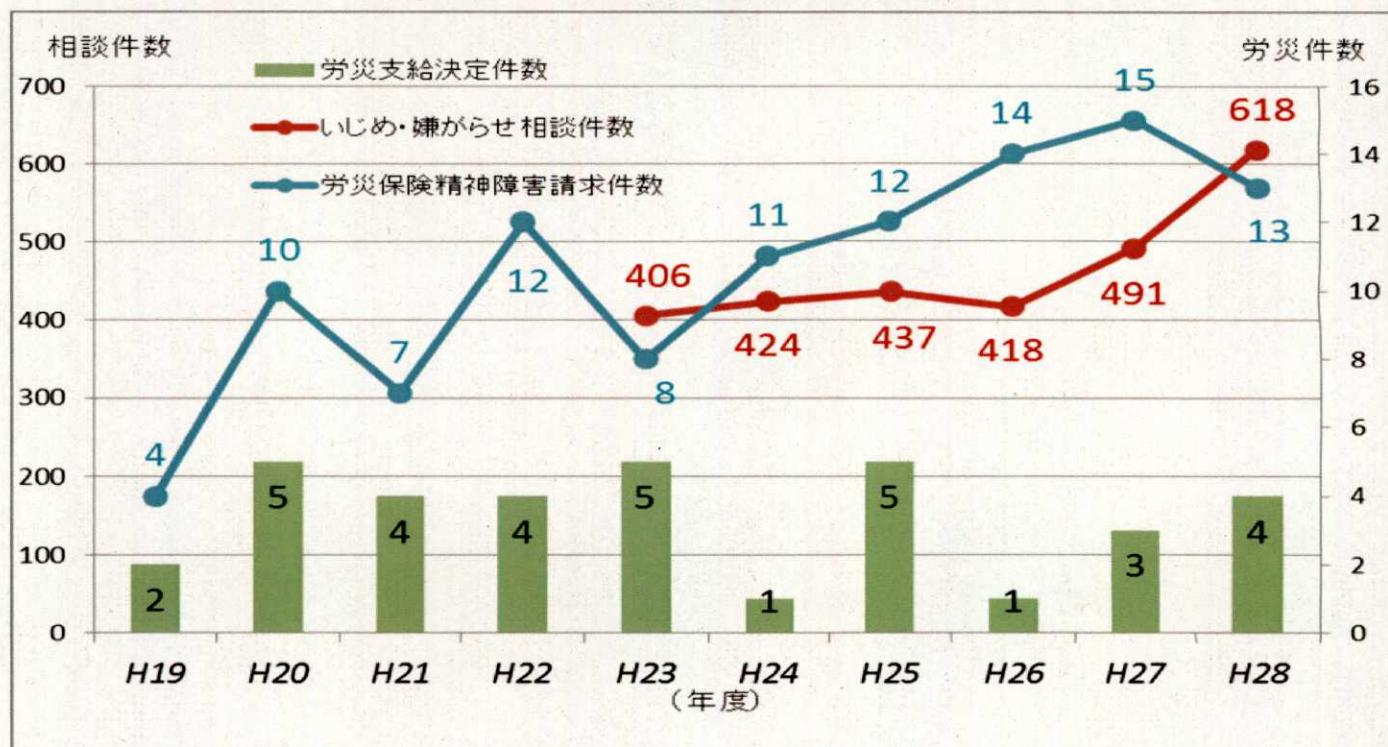
(データは奈良労働局雇用環境・均等室にて所管)

### (2) 労災保険における精神障害件数

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
請求件数	4	10	7	12	8	11	12	14	15	13
うち 支給決定件数	2	5	4	4	5	1	6	1	3	4

(データは奈良労働局労働基準部労災補償課にて所管)

### (3) 総合労働相談件数と労災保険における精神障害件数の状況（グラフ）



## 労働安全衛生法

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

### 労働安全衛生法第66条の10

- 1 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「医師等」という。)による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行つた医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。
- 3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。
- 5 事業者は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。
- 6 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講すべき措置の適かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。
- 8 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。
- 9 国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、第二項の規定により通知された検査の結果を利用する労働者に対する健康相談の実施その他の当該労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

# 労働安全衛生規則

(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法)

労働安全衛生規則第52条の9

事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下この節において「検査」という。)を行わなければならない。

- 一 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- 二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- 三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

(検査の実施者等)

労働安全衛生規則第52条の10

1 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者(以下この節において「医師等」という。)とする。

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士

2 検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。

(検査結果等の記録の作成等)

労働安全衛生規則第52条の11

事業者は、第五十二条の十三第二項に規定する場合を除き、検査を行つた医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(検査結果の通知)

労働安全衛生規則第52条の12

事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行つた医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。

(労働者の同意の取得等)

労働安全衛生規則第52条の13

- 1 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によらなければならぬ。
- 2 事業者は、前項の規定により検査を受けた労働者の同意を得て、当該検査を行つた医師等から当該労働者の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

(検査結果の集団ごとの分析等)

労働安全衛生規則第52条の14

- 1 事業者は、検査を行つた場合は、当該検査を行つた医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(面接指導の対象となる労働者の要件)

労働安全衛生規則第52条の15

法第六十六条の十第三項の厚生労働省令で定める要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であつて、同項に規定する面接指導(以下この節において「面接指導」という。)を受ける必要があると当該検査を行つた医師等が認めたものであることとする。

(面接指導の実施方法等)

労働安全衛生規則第52条の16

- 1 法第六十六条の十第三項の規定による申出(以下この条及び次条において「申出」という。)は、前条の要件に該当する労働者が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。
- 2 事業者は、前条の要件に該当する労働者から申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を行わなければならない。
- 3 検査を行つた医師等は、前条の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

(面接指導における確認事項)

労働安全衛生規則第52条の17

医師は、面接指導を行うに当たつては、申出を行つた労働者に対し、第五十二条の九各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 当該労働者の勤務の状況
- 二 当該労働者の心理的な負担の状況
- 三 前号に掲げるもののほか、当該労働者的心身の状況

(面接指導結果の記録の作成)

労働安全衛生規則第52条の18

- 1 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。
- 2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。
  - 一 実施年月日
  - 二 当該労働者の氏名
  - 三 面接指導を行つた医師の氏名
  - 四 法第六十六条の十第五項の規定による医師の意見

(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)

労働安全衛生規則第52条の19

面接指導の結果に基づく法第六十六条の十第五項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

(指針の公表)

労働安全衛生規則第52条の20

第二十四条の規定は、法第六十六条の十第七項の規定による指針の公表について準用する。

(検査及び面接指導結果の報告)

労働安全衛生規則第52条の21

常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第六号の二)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

# ストレスチェックを実施しましよう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。（平成27年12月から適用）

安否

資料No. 1

ストレスチェック制度の目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび  
面接指導の実施状況の報告  
※義務

## 労働基準監督署に 実施結果報告書を提出

※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析  
（※努力義務）

個人の結果を一定規模  
のまとまりの集団ごと  
に集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

## 《ストレスチェック実施までのポイント》

- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合いましょう。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

### 実施に 向けた 検討事項

右のような項目  
について、話し  
合いましょう。

- ①ストレスチェックは誰に実施させるか
- ②ストレスチェックはいつ実施するか
- ③どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか
- ④どんな方法でストレスの高い人を選ぶか
- ⑤面接指導の申出は誰にすれば良いか
- ⑥面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
- ⑦集団分析はどんな方法で行うか
- ⑧ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか 等



「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの？」とお悩みの方へ

## 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

### 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）とは？

- ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。

→ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

厚生労働省版ストレスチェック 検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」  
ダウンロードサイト



- 本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、専用のコールセンター（フリーダイヤル）にお問い合わせください。

【電話番号】 0120-65-3167（フリーダイヤル）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

▼ 他にも、事業者の皆さんにご利用いただける相談窓口があります。

### ストレスチェック制度サポートダイヤル

- ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、専門家がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050（通話料がかかります）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

### 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

→ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳 検索

# 「職業性ストレス簡易調査票」の項目（57項目）

**A** あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない
2. 時間に内に仕事が処理しきれない
3. 一生懸命働かなければならない
4. かなり注意を集中する必要がある
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない
7. からだを大変よく使う仕事だ
8. 自分のペースで仕事ができる
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができます
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない
12. 私の部署内で意見のくい違いがある
13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない
14. 私の職場の雰囲気は友好的である
15. 私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない
16. 仕事の内容は自分にあってる
17. 働きがいのある仕事だ

**B** 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1. 活気がわいてくる | 7. ひどく疲れた     |
| 2. 元気がいっぱいだ | 8. へとへとだ      |
| 3. 生き生きする   | 9. だるい        |
| 4. 怒りを感じる   | 10. 気がはりつめている |
| 5. 内心腹立たしい  | 11. 不安だ       |
| 6. イライラしている | 12. 落着かない     |

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 13. ゆううつだ        | 22. 首筋や肩がこる   |
| 14. 何をするのも面倒だ    | 23. 腰が痛い      |
| 15. 物事に集中できない    | 24. 目が疲れる     |
| 16. 気分が晴れない      | 25. 動悸や息切れがする |
| 17. 仕事が手につかない    | 26. 胃腸の具合が悪い  |
| 18. 悲しいと感じる      | 27. 食欲がない     |
| 19. めまいがする       | 28. 便秘や下痢をする  |
| 20. 体のふしぶしが痛む    | 29. よく眠れない    |
| 21. 頭が重かったり頭痛がする |               |

**C** あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

次の人はたちはどのくらい気軽に話ができますか？

1. 上司
  2. 職場の同僚
  3. 配偶者、家族、友人等
- あなたが困った時、次の人はたちはどのくらい頼りになりますか？
4. 上司
  5. 職場の同僚
  6. 配偶者、家族、友人等

あなたの個人的な問題を相談したら、次の人はたちはどのくらいきいてくれますか？

7. 上司
8. 職場の同僚
9. 配偶者、家族、友人等

**D** 満足度について

1. 仕事に満足だ
2. 家庭生活に満足だ

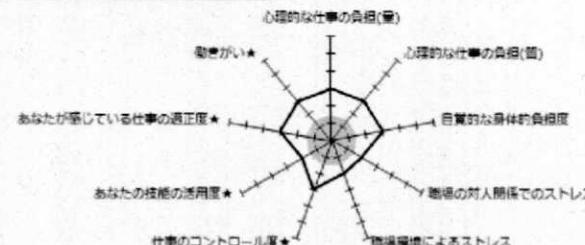
## 【回答肢(4段階)】

- |                                       |
|---------------------------------------|
| A そうだ／まあそうだ／ややちがう／ちがう                 |
| B ほとんどなかった／ときどきあった／しばしばあった／ほとんどいつもあった |
| C 非常に／かなり／多少／全くな                      |
| D 満足／まあ満足／やや不満足／不満足                   |

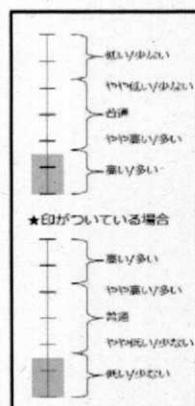
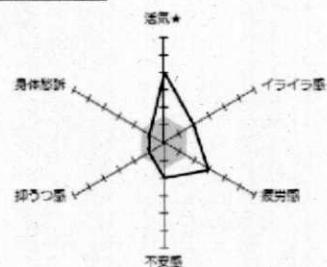
# 本人に通知するストレスチェック結果のイメージ

## あなたのストレスプロフィール

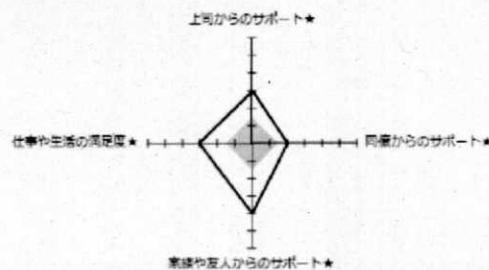
ストレスの原因と  
考えられる因子



ストレスによって起こる  
心身の反応



ストレス反応に影響を  
与える他の因子



## <評価結果（点数）について>

項目	評価点（合計）
ストレスの要因に関する項目	〇〇点
心身のストレス反応に関する項目	〇〇点
周囲のサポートに関する項目	〇〇点
合計	〇〇点

## <あなたのストレスの程度について>

あなたはストレスが高い状態です（高ストレス者に該当します）。

## セルフケアのためのアドバイス

- ・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・

## <面接指導の要否について>

医師の面接指導を受けていただくことをおすすめします。  
以下の申出窓口にご連絡下さい。

〇〇〇〇（メール：\*\*\*\*@\*\*\*\* 電話：\*\*\*\*-\*\*\*\*）

※面接指導を申出した場合は、ストレスチェック結果は会社側に提供されます。また、面接指導の結果、必要に応じて就業上の措置が講じられることになります。

※医師の面接指導ではなく、相談をご希望の方は、下記までご連絡下さい。

〇〇〇〇（メール：\*\*\*\*@\*\*\*\* 電話：\*\*\*\*-\*\*\*\*）

# 職場の健康づくりを応援します!

安衛

資料No. 2

## 平成29年度 産業保健関係助成金のご案内

### ストレスチェック助成金

(労働者数 50人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した場合に、次の費用を助成する。

- ①ストレスチェックの実施に対する助成
  - 従業員1人につき500円を上限として、その実費額を支給。
- ②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成
  - 医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給（一事業場につき年3回が限度）。

NEW

### 職場環境改善計画助成金

(労働者数の制限なし)

○ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、

【Aコース】専門家（※）の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、指導費用及び機器・設備購入費の実費を支給（10万円を上限、うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り）。

（※）：産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー・臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

【Bコース】メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、機器・設備購入費の実費を支給（5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り）。

NEW

### 小規模事業場 産業医活動助成金

(労働者数 50人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と職場巡回、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部または一部を実施する契約をした場合に実費を支給（6か月当たり10万円を上限×2回限り）。

※一事業場につき将来にわたり2回の支給に限ります。

NEW

### 心の健康づくり計画助成金

(労働者数の制限なし)

○メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む。）を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給（一律10万円）。

※一企業につき将来にわたり1回の支給に限ります。

産業保健関係助成金のお問い合わせは

独立行政法人 労働者健康安全機構



0570-783046  
ナ ヤ ミ ラ シ ロウ



◆この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。◆

平成29年度  
から

# 産業保健関係助成金

のメニューが  
拡充されました。

※新たな助成金は 平成29年6月1日から申請受付 を開始しております。

ストレスチェックの実施及び面接指導等のほか、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善計画を作成・実施した場合の助成金です。

※「心の健康づくり計画助成金」は、事業場単位ではなく、一企業について、将来にわたり1回限りの支給となりますのでご留意ください。

## 労働者数50人以上の事業場

**労働者数50人未満の事業場**  
**NEW 小規模事業場産業医活動助成金**  
(労働者数50人未満の事業場が対象)

**ストレスチェック助成金**  
(労働者数50人未満の事業場が対象)

**NEW 職場環境改善計画助成金**  
(労働者数の制限なし)

**NEW 心の健康づくり計画助成金**  
(労働者数の制限なし)※企業単位

## 「ストレスチェック助成金」が使いやすくなりました。

- 事前登録の要件がなくなりました。
- 年度中に実施した分が翌年度6月30日まで申請可能となりました。
- ストレスチェック助成金の②(表面参照)の対象が「ストレスチェック実施後の医師による面接指導」「面接指導の結果についての事業主への意見陳述」の2点となりました。



助成金に関するお問い合わせ・申請はこちら

独立行政法人 労働者健康安全機構



産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟



**0570-783046**  
ナ ヤ ミ ヲ シ ロウ

受付時間

平日 9時～12時  
13時～18時  
(土曜、日曜、祝日休み)

産業保健関係助成金

Q検索

<https://www.johas.go.jp/>

※各種申請様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

働く人のメンタルヘルス  
ポータルサイト

「こころの耳」

ストレスチェックについての詳細や、実施プログラム（無料）、各種マニュアル等は、こちらのWEBサイトをご覧ください。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳

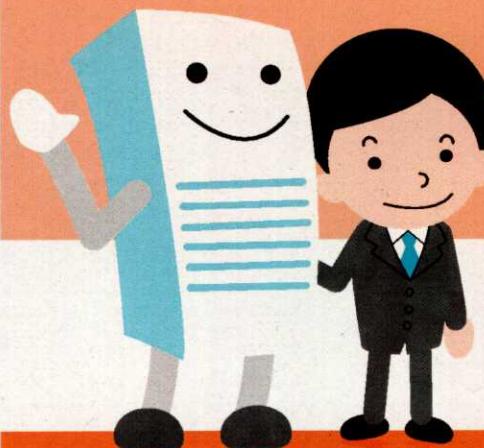
Q検索

## 住所一覧

都道府県	郵便番号	住所	TEL	FAX
北海道	〒060-0001	北海道札幌市中央区北1条西7丁目1番地 プレスト1-7ビル2F	011-242-7701	011-242-7702
青森県	〒030-0862	青森県青森市古川2丁目20番3号 朝日生命青森ビル6階	017-731-3861	017-731-3860
岩手県	〒020-0045	岩手県盛岡市盛岡駅前通2丁目9番1号 マリオス14階	019-621-6366	019-621-6367
宮城県	〒960-6015	宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 住友生命仙台中央ビル15階	022-287-4229	022-287-4283
秋田県	〒010-0874	秋田県秋田市中央久保町6丁目6番 秋田県総合保健センター4階	018-884-7771	018-884-7781
山形県	〒990-0047	山形県山形市武陽町3丁目1番4号 食糧会館4階	023-824-5186	023-824-6280
福島県	〒960-8031	福島県福島市南6番6号 NBトニックスビル10階	024-928-0928	024-928-0928
茨城県	〒310-0021	茨城県水戸市南町3丁目4番10号 水戸Fヒンタービル8階	029-200-1221	029-227-1395
栃木県	〒320-0811	栃木県宇都宮市大通り1丁目4番24号 MSビル4階	028-843-0685	028-843-0685
群馬県	〒371-0022	群馬県前橋市大手町1丁目7番4号 群馬メディカルセンタービル2階	027-233-0026	027-233-9888
埼玉県	〒330-0068	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング6階	048-828-2861	048-828-2860
千葉県	〒260-0018	千葉県千葉市中央区中央3丁目3番8号 オーク千葉中央ビル8階	043-202-3839	043-202-3838
東京都	〒102-0075	東京都千代田区三番町6番14号 日本生命三番町ビル3階	03-6211-4490	03-6211-4485
神奈川県	〒221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目20番1号 第6安田ビル3階	046-410-1160	046-410-1161
新潟県	〒951-8056	新潟県新潟市中央区鏡町通二丁目207番地 朝日生命新潟万代ビル6階	028-227-4411	028-227-4412
富山県	〒930-0856	富山県富山市牛込町5番5号 インテックビル4階	076-444-8886	076-444-8709
石川県	〒920-0081	石川県金沢市庄内3丁目1番1号 金沢パークビル8階	076-285-3888	076-285-3887
福井県	〒910-0006	福井県福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル7階	077-27-8395	077-27-8387
山梨県	〒400-0031	山梨県甲府市丸の内2丁目32番11号 山梨県医師会館4階	055-220-7028	055-220-7021
長野県	〒380-0936	長野県長野市岡田町215番1号 日本生命長野ビル4階	052-225-8533	052-225-8535
岐阜県	〒500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6丁目16番地 大河生命・慶應ビル地下1階	059-263-2311	059-263-2305
静岡県	〒420-0034	静岡県静岡市葵区常磐町2丁目13番1号 住友生命静岡常磐町ビル9階	054-206-0111	054-206-0123
愛媛県	〒780-0004	愛媛県今治市中区新舟町2丁目13番地 栄第一生命ビルディング9階	082-950-9378	082-950-9377
三重県	〒514-0003	三重県桑名市桜橋2丁目191番4号 三重県西日本会館ビル5階	059-213-0711	059-213-0712
滋賀県	〒520-0047	滋賀県大津市浜大津1丁目2番22号 大津商中日ビル6階	077-510-0770	077-510-0775
京都府	〒604-8186	京都府京都市中京区東寺町通御池下ル梅町361番1号 アーバネックス御池ビル東館5階	075-312-2806	075-312-2700
大阪府	〒540-0038	大阪府大阪市中央区石町2丁目5番3号 ムル・おおさか南館9階	06-8944-1151	06-8944-1192
兵庫県	〒651-0087	兵庫県神戸市中央区海幸通6丁目1番20号 ジイティックスアセットビル8階	078-230-0283	078-230-0284
奈良県	〒630-8115	奈良県奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通館3B~3階	0742-25-3109	0742-25-3101
和歌山县	〒640-8137	和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号 和歌山県赤会館7階	073-421-8990	073-421-8991
鳥取県	〒680-0846	鳥取県鳥取市藤原町15番1号 鳥取駅前第一生命ビルディング6階	088-28-2431	088-28-3432
島根県	〒690-0003	島根県松江市朝日町477番地17 明治火災生命松江駅前ビル7階	0852-59-5861	0852-59-5861
岡山県	〒700-0907	岡山県岡山市北区下石井2丁目1番3号 岡山第一生命ビルディング12階	080-212-1222	080-212-1223
広島県	〒730-0011	広島県広島市中区基町11番13号 合人社広島駅前アネックス5階	082-224-1381	082-224-1371
山口県	〒753-0051	山口県山口市満通り2丁目9番1号 山口駅前第一生命ビル4階	083-933-0105	083-933-0108
徳島県	〒770-0847	徳島県徳島市幸町3丁目61番地 徳島県医師会館3階	088-888-0230	088-888-0250
香川県	〒780-0025	香川県高松市古町寺町2番3号 三井住友海上火災保険ビル4階	087-929-3860	087-929-3860
愛媛県	〒790-0011	愛媛県松山市千代町4丁目5番地4号 於山千舟454ビル2階	089-919-1911	089-918-1922
高知県	〒780-0870	高知県高知市本町4丁目1番8号 高知第一生命ビル7階	088-826-6195	088-826-6191
福岡県	〒812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号 福岡県メティカルセンタービル1階	092-414-8284	092-414-8289
佐賀県	〒840-0816	佐賀県佐賀市西本町6番地4号 佐賀中央第一生命ビル4階	0952-41-1888	0952-41-1887
長崎県	〒852-8117	長崎県長崎市平野町3番5号 長友社ビル3階	095-885-7797	095-848-1177
熊本県	〒860-0806	熊本県熊本市中央区花畠町9番24号 住友生命熊本ビル3階	096-353-8480	096-353-8508
大分県	〒870-0046	大分県大分市荷崎町3番1号 いちごみらい信託ビル6階	097-573-8070	097-573-8074
宮崎県	〒880-0806	宮崎県宮崎市武蔵1丁目18番7号 大再生命宮崎ビル6階	0985-62-2611	0985-62-2522
鹿児島県	〒890-0052	鹿児島県鹿児島市上之園町25番1号 中央ビル4階	099-252-8002	099-252-8003
沖縄県	〒901-0152	沖縄県那覇市字小林1831番1号 沖縄産業文庫センター203-1号室	098-859-8175	098-859-8176
労働者健康安全機構 (旧厚生労働省 労働省監修)	〒211-0021	神奈川県横浜市中区木月住吉町1番1号 事務管理課	044-631-8880	044-631-8543

平成28年9月現在

企業の明るい未来のために  
働く人の「こころ」と「からだ」の健康を  
無料でサポート!



産業保健総合支援センター  
地域産業保健センター  
事業案内

独立行政法人労働者健康安全機構  
産業保健・賃金援護部



<http://www.johas.go.jp/>



働く人の「こころ」と「からだ」の健康が  
会社の未来を明るくする!



### 産業保健スタッフ向けサービス

## 産業保健総合支援センター

各都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

#### 産業保健関係者に対する専門的研修等

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。

※研修参加には事前の申込みが必要です。

#### 産業保健関係者からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

#### メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に赴き、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

#### 治療と職業生活の両立支援

治療中の労働者が就労を継続するために、事業場に対する支援を行います。特に、「がん」などの疾病を抱える労働者を対象とした支援も実施しています。

#### 産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。

また、専門図書の貸出等も行っています。

※メールマガジン登録は、産業保健総合支援センターホームページをご覗ください。

#### 事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。

私たちは、ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業者やそこで働く人への産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働くことを目指しています。皆さまのご利用をお待ちしております。

### 小規模事業場向けサービス

## 地域産業保健センター（地域窓口）

産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

#### 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

#### 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聞くことが出来ます。

#### 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

#### 個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

※地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。また利用回数には制限があります。  
詳しくは、最寄りの地域産業保健センターもしくは産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

提供するサービスは すべて無料です